

医療機関・調剤薬局 各位

令和 8 年度診療報酬改定に伴う各種加算等の取扱いについて

日ごろより、江戸川区の公害健康被害の認定患者に対し特段のご配慮を賜りありがとうございます。

令和 8 年 6 月に新設・改定となる下記の加算等について、本通知のと通りの取り扱いをお願い致します。

公害では算定できない加算等

【医科】 電子的診療情報連携体制整備加算

【調剤】 電子的調剤情報連携体制整備加算

令和 6 年 6 月に新設された下記の加算等についても引き続き公害では算定できませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

引き続き公害では算定できない加算等

【医科】 在宅医療 DX 情報活用加算
生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）

【訪看】 訪問看護医療 DX 情報活用加算

江戸川区役所
福祉部障害者福祉課医療給付係
電話 03-5662-1414